平成 31 年(2019 年)3月 29 日
平成 30 年度第4回介護保険運営協議会
【 資 料 ５ 】

地域密着型サービス事業者指定に係る
書面での事前意見聴取の結果について

１　書面で意見聴取を行った経緯

（１）届出に至った状況

・本件は、平成 29 年度に本市の募集により選定した事業所であり、介護保険運営協議会における事前意見聴取案件となりますが、開設に向けて人材確保が難航し、開設時期を確定できていませんでした。

・その後、状況が好転し、12 月 17 日に開催した第３回介護保険運営協議会後に、申請者から人材が確保できたため、２月１日開設の届出を提出したいとの申し出があり、
１月８日に市へ届出が提出されました。

（２）書面で意見聴取を行う理由

・介護職の人材不足が社会的に問題になっております。

・人材を確保し続けるためには、事業者が開設までの間も人件費を負担する必要があり、経済的負担軽減の面から事業所の開設を早める事が必要です。

・また、次回の介護保険運営協議会は、平成 31 年３月 29 日（金）開催予定であり、事業所の開設希望である２月１日に間に合いません。

・以上のことから、市では書面で意見聴取を行うことを選択しました。

２　実施の経過

１月　８日（火）	申請者から新規指定届出の提出 届出審査、現地確認
１月 21 日（月）	委員へ資料郵送
１月 25 日（金）	１回目回答用紙提出期限　＊回答がない場合は、電話にて確認 意見・質問がある場合に回答作成
１月 28 日（月）	（意見・質問がある場合）委員へ作成した回答及び回答用紙を郵送
１月 31 日（木）	２回目回答用紙提出期限　＊回答がない場合は、電話にて確認
２月　１日（金）	指定開始、事業所開設

３　いただいた意見・質問への回答

（１）回答済の案件
別紙１参照

（２）今回の協議会にて回答する案件
別紙２参照

別紙１

「地域密着型サービス事業者指定に係る書面での事前意見聴取」にて
いただいたご意見・ご質問への回答

意見１
再送付された「届出に至った状況」等で理解できたが、人材確保については、今後も問題ありと思われる。何か中間策(※)は考えられないものか？ ※中間策について（意見をいただいた委員に聞き取りした内容） 新規指定の届出において不足している要件（人員不足）がある場合、届出を受理し仮審査を行っておき、要件がクリアできた時点ですぐに指定することが可能かとのことです。
回答１
今後、今回のような事案については、先に従業者の員数以外の事項を介護保険運営協議会でご審議いただくことについて検討します。 →検討結果は、別紙２の意見１に対する回答１欄に記載しています。

質問１
他県で、グループ火災で犠牲者が出ていることもあり、火災や地震等の際の避難経路はどの様になっているか。外に向けてのスロープなど必要性はないのかを確認できればと思う。
回答１
各階に非常口が２か所あります。１階の非常口のうち、１か所（①）はホールを通って屋外に、もう１か所（②）は直接屋外に出られるようになっています。また、２階の非常口のうち、１か所（③）は階段を下り１階ホールを通って屋外に、もう１か所（④）はベランダにある避難具で１階の屋外に出ることができるようになっています。 なお、平成 30 年 11 月 20 日に、消防局が現地の確認を行っており、消防設備や避難経路等が適切であることを確認しています。

質問２
利用者、家族が相談する際の談話室はどの部分にあるか。また、プライバシーの配慮はどうなっているか。
回答２
指定認知症対応型共同生活介護の設備基準では、談話室や相談室の設置義務はなく、今回の事業所も当該専用設備を有していません。しかし、利用者及びその家族が相談する際は、プライバシーを確保しつつ事務室で行うことを事業所に確認しています。

別紙２

「地域密着型サービス事業者指定に係る書面での事前意見聴取」にて
いただいたご意見・ご質問への回答（協議会での回答分）

意見１
地域密着型サービス事業者指定において、先に従業者の員数以外の事項を介護保険運営協議会における審議案件とすることについて、①指定要件の一部が基準を満たしていない場合でも、市が申請を受理し、かつ、基準を充足した事項についてのみ審議することを可能とするのか、または、②全ての指定要件が充足したうえで、市は申請を受理し、協議会の審議案件とするべきなのかについて、明確にしておくことが必要だと思う。市が事業者を「選定」した事実が、一部基準要件の充足不足でも、市が指定申請を受理することができ、かつ、指定要件を充足した事項から審議していく事も可能だと根拠付けられるのであれば、指定基準を充足した事項から順次審議していくという方法も可能になると思う。ただし、最終的な要件充足時期が不確定である場合に、その一部事項について審議することの適否についても、検討が必要かと思う。
回答１
別紙１で回答した後に検討しましたが、これまでと同様に、新規の事業者指定の申請については、すべての指定要件を充足したものを受理します。したがって、運営協議会に諮る意見聴取の案件についても、すべての指定要件を充足したものとします。

質問１
１　「本市の募集により選定された事業者」で開設していない事業者は、どのくらいあるか。 ２　協議会開催が年４回程度であるため、今後、同様のケースが多くなることが考えられる。また、他の協議事項においても同様なことが考えられないだろうか。その都度、今回のように「書面での意見聴取」という手法をとることは、あくまで例外的と考えると、協議会運営という観点から改善が必要と考えるが、事務局の意見はどうか。
回答１
１　開設していない事業者は１事業者で、2020 年４月開設予定です。 ２　介護運営協議会の審議事項は、年４回（６月・10 月・12 月・３月開催予定）の定例の協議会の場で審議を行うことが原則です。 ただし、「本市の募集による地域密着型サービス事業者の新規指定」の事前意見聴取の案件に関しては、やむを得ない理由（※）で定例の協議会で審議できない場合、例外的な措置として以下の対応を考えております。 （１）定例の協議会の「開催時期」を変更する。 （２）上記（１）が難しい場合は「追加の協議会」を開催する。 （３）上記（２）が難しい場合は「書面での事前意見聴取」を行う。 ※やむを得ない理由：当初の開設予定日より事業の開始を早める必要が生じた場合など。